

## 余市町広告掲載等実施要綱

平成24年1月16日  
告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、町が所有する財産を広告媒体として活用し、広告掲載等を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる町が所有する財産のうち広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）が可能なものをいう。

ア 物品

イ 広報紙その他の印刷物

ウ ホームページその他の電子媒体

エ その他町長が適当と認める町の財産

(2) 広告付き寄附 広告を掲載した広告媒体の寄附をいう。

(3) 広告掲載等 広告掲載及び広告付き寄附をいう。

(広告掲載等の基準)

第3条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載等の対象としない。

(1) 法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を不当に侵害し、又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 良好な景観の形成若しくは風致の維持を害し、又はそのおそれがあるもの

(9) 交通の安全を阻害し、又はそのおそれがあるもの

(10) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告掲載等を実施することが適当でないと認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する事業者に係る広告は、広告掲載等の対象としな

い。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営むもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (5) 余市町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成5年4月1日施行）第2に基づく指名停止を受けているもの又は同要領別表第1から別表第4に掲げる事項に該当する行為を行ったもの
- (6) 不正な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (7) 町税を滞納している者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告掲載等の対象とすることが適当でないと認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載等に係る基準は、町長が別に定める。

（広告媒体の決定）

第4条 広告媒体の種類は、第19条の広告掲載等審査会の意見を聴いた上で、町長が決定する。

（広告掲載等の募集）

第5条 広告掲載等の募集の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町による募集
- (2) 広告代理店による募集

2 前項の募集に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（広告掲載等の申込み）

第6条 前条第1項第1号の募集に対し広告掲載等の申込みをしようとする者及び同項の募集によらない広告掲載等の申込みをしようとする者（以下「広告掲載等申込者」という。）は、広告掲載等申込書（第1号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の広告掲載等の申込みに係る経費は、広告掲載等申込者の負担とする。

（広告掲載等の可否の決定）

第7条 町長は、広告掲載等申込書の提出があったときは、第19条の広告掲載等審査会の意見を聴いた上で、広告掲載等の可否を決定し、広告掲載等申込者に広告掲載等決定・却下通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 町長は、前項の決定を行うに当たり広告の内容の変更を指示し、又は必要な条

件を付することができる。

(広告掲載等の承諾)

第8条 広告掲載等の決定を受けた者(以下「広告掲載者」という。)は、町長が指定する期日までに承諾書(第3号様式)及び誓約書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(広告代理店の決定等)

第9条 第5条第1項第2号に規定する広告代理店は、余市町財務規則(昭和41年余市町規則第4号)に基づく競争入札又は随意契約の方法により決定する。

2 第6条から前条までの規定は、前項の決定を受けた広告代理店による広告掲載等の申込みについて準用する。この場合において、第6条第1項中「前条第1項第1号の募集に対し広告掲載等の申込みをしようとする者(以下「広告掲載等申込者」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第7条第1項中「広告掲載等申込者」とあるのは「広告代理店」と読み替えるものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載者は、町長が指定する期日までに広告掲載に係る広告掲載料(以下「広告掲載料」という。)を町長が指定する方法により支払わなければならない。

2 広告掲載料の額は、類似の広告掲載に係る実例価格その他の要件を勘案し、町長が別に定める。ただし、町長がこれによりがたいと認めるときは、広告掲載者が申込みにおいて見積もった金額をもって広告掲載料の額とすることができる。

3 広告掲載者を競争入札の方法により決定する場合は、前項の規定にかかわらず、最高の価額で落札した金額をもって広告掲載料の額とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告掲載者は、町長が指定する方法及び期日までに広告原稿を広告掲載者の責任及び負担において作成し、提出しなければならない。

2 町長は、前項の広告原稿が広告として適当でないとき、広告掲載者に対して広告原稿の変更を求めることができる。

(広告付き寄附の実施)

第12条 広告掲載者は、広告付き寄附の実施に当たっては、広告掲載者の責任及び負担において広告を掲載した広告媒体を作成し、町長が指定する方法及び期日までに納入しなければならない。

2 募集によらない広告付き寄附については、第3条、第6条、第11条、第13条から第15条(第1項及び第2項に限る。)まで及び第17条の規定を準用する。

(広告掲載者の責務)

第13条 広告掲載者は、広告の内容その他広告掲載等に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、広告掲載等の実施に当たって、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)その他関係法令を遵守しなければならない。

- 3 広告掲載者は、広告掲載等に関し第三者の権利を侵害し、財産権の不適切な処理を行い、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 4 広告掲載者は、広告掲載等の実施及び第7条第1項の規定による決定通知に係る広告掲載等の期間（以下「広告期間」という。）が終了したときは、広告掲載者の責任及び負担において速やかに広告を撤去しなければならない。
- 5 広告掲載者は、広告掲載の実施により広告媒体に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担においてこれを原状に回復しなければならない。
- 6 広告掲載者は、広告掲載等の実施により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
- 7 広告掲載者は、第7条第1項に規定する広告掲載等の決定を受けた権利を、他に譲渡してはならない。

（広告内容の変更）

第14条 広告掲載者は、広告の内容を変更することができる。

- 2 広告掲載者は、広告の内容を変更しようとするときは、広告掲載等変更申込書（第5号様式）を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- 3 町長は、広告掲載等変更申込書の提出があったときは、広告掲載等変更決定・却下通知書（第6号様式）により通知するものとする。
- 4 第7条の規定は、前項の広告掲載等変更申込書の提出について準用する。この場合において、「広告掲載等申込書」とあるのは「広告掲載等変更申込書」と、「広告掲載等申込者」とあるのは「広告掲載者」と、「広告掲載等決定・却下通知書（第2号様式）」とあるのは「広告掲載等変更決定・却下通知書」と読み替えるものとする。

（広告掲載等の取下げ）

第15条 広告掲載者は、自己の都合により広告掲載等を取り下げ、又は中止（以下「取下げ等」という。）することができる。

- 2 広告掲載者は、広告掲載等を取り下げ等するときは、広告掲載等取下・中止届出書（第7号様式）により、町長に申し出なければならない。
- 3 町長は、広告掲載等の取り下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、既納の広告掲載料は返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告掲載等の取り下げを受理した日の属する月の翌々月以後の月に係る広告掲載料を返還する。

（広告掲載料の返還）

第16条 町長は、広告掲載等の決定後、当該広告掲載等の実施前において、広告掲載者の責めに帰さない理由により、広告掲載等を実施することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

- 2 町長は、広告期間中に、広告掲載者の責めに帰さない理由により、広告掲載等を実施することができなかつた場合は、実施できなかつた期間に応じ、広告掲載

料を返還する。

3 前項の場合において、当該広告掲載等を実施することができなかった期間に1月未満の端数があるときの広告掲載料の返還額については、日割計算により算定し、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 前条第3項ただし書並びに第1項及び第2項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告掲載等の決定の取消し等)

第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告期間中であっても、広告掲載者への催告等を行わずに広告掲載等の決定の取消し、又は広告掲載等の停止(以下「取消し等」という。)を行うことができる。この場合において、当該広告掲載者が損害を受けることがあっても、町長は、その賠償の責めを負わない。

(1) 広告掲載者が、町長が指定する期日までに承諾書及び誓約書を提出せず、広告掲載料を納付せず、広告原稿を提出せず、又は広告付き寄附を行わないとき。

(2) 広告の内容等が、第3条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 広告掲載者又は当該広告掲載者が実施する広告掲載等の広告主(以下「広告掲載者等」という。)が、第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 広告掲載者等が、町の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。

(5) 広告掲載者等が、社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。

(6) 広告掲載者等が、倒産、破産その他の理由により広告掲載等を実施する必要がなくなったとき。

(7) 町の業務に支障があるとき。

(8) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定による取消し等を行うときは、その対象となる広告掲載者に対し、広告掲載等取消・停止通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(広告の撤去等)

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の撤去、削除、塗りつぶしその他の必要な措置(以下「広告の撤去等」という。)を講ずることができる。この場合において、当該広告掲載者が損害を受けることがあっても、町長は、その賠償の責めを負わない。

(1) 広告掲載者が広告期間終了後においても広告を撤去せず、又は削除しないとき。

(2) 前条の規定により取消し等をされた広告掲載者が広告を撤去せず、又は削除しないとき。

2 前項の広告の撤去等に要する費用は、広告掲載者の負担とする。ただし、町長

が特に認める場合は、この限りではない。

(審査会の設置)

第19条 第4条の広告媒体の種類及び第7条の広告掲載等の可否その他広告掲載等に関し必要な事項について審査するため、広告掲載等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、副町長、総務部長、民生部長、総合政策部長、建設水道部長及び教育部長で組織する。

3 審査会の委員長は、副町長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第20条 審査会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審査会は、説明又は意見を聴く必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(審査会の庶務)

第21条 審査会の庶務は、総務部総務課が行う。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、広告掲載等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日（平成24年1月16日）から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1号に規定する広報紙及びホームページの広告掲載の募集については、平成24年3月31日までの間は、適用しない。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日（平成30年4月26日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和6年3月1日から施行する。